HPVワクチン(ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)について

- ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン(以下「HPVワクチン」)が平成25年4月から定期予防接種化。
- ・接種後に持続的な痛み等の特異的な副反応が現れる場合があり、国から平成25年6月14日付けで接種勧奨の差し控え勧告。
- ・接種の安全性に懸念が認められず、国から令和3年11月26日付けで勧奨再開に関する通知発出。
- ・国から令和4年3月18日付けで、接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種に関する通知発出。

定期接種

接種勧奨再開に伴い、確実な周知を行うため、定期予防接種対象者へ個別に
通知し接種勧奨する。

【接種・送付対象者】

平成18年4月2日から平成23年4月 1日(小6~高1の年齢相当)までに 生まれた女子(接種完了者除く) 対象者数 約13,000人

【送付物】

予診票3回分、リーフレット 等

【送付時期】

令和4年6月末頃予定

【その他】

令和5年度からは小6の年齢相当の女子 に対して予診票を個別送付

キャッチアップ接種

接種機会を逃した方に対して、公平な機会 を確保する観点から時限的に接種を行う。 それに伴い、対象者へ個別通知する。

【接種対象者】

- ①平成9年4月2日から平成18年4月1日 までに生まれた女子(接種完了者除く) 対象者数 約29,000人
- ②平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女子
- ③平成19年4月2日から平成20年4月1日 までに生まれた女子

【実施期間】

令和4年4月から令和7年3月末まで (上記②は令和5,6年度、③は令和6年度 のみ対象)

【送付対象者】上記①

【送付物】 予診票、リーフレット 等

【送付時期】 準備整い次第

償 還 払 い

接種勧奨差し控えにより定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎて自費で任意接種を受けた方が存在する。

こうした方に対して当該任意接種の費用の助成を行う。

【対象者】

以下の全てに該当する者

- ・令和4年4月1日時点の大田区民
- 16歳となる年度の末日までに3回の定期 接種を完了していない者
- 17歳となる年度から令和3年度の末日まで に自費で接種した者

【償還額】

区の予防接種委託料単価を限度額とした自己負担分(上限17,578円/回)

【周知時期】令和4年7月以降予定

【周知方法】区報、区ホームページ 等